

患者委員からの要望

重症化予防推進事業の定期検査費用助成について、厚生労働省からの通達に沿って、要件を拡大していただきたい。

(理由)

厚生労働省の通達によれば、定期検査費用の対象者は、以下の全ての要件に該当するものとされている(資料1, 資料2, 2頁)。

- a 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
 - b 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者(治療後の経過観察を含む)
 - c 住民税非課税世帯に属する者
 - d フォローアップに同意した者
 - e 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者
- しかし、奈良県では、上記a～eに加えて、
- f 1年以内に重症化予防促進事業における肝炎ウイルス検査又は健康増進事業の肝炎ウイルス健診において陽性と診断された者

であることがさらに必要とされている。

厚生労働省の定める基準よりもさらに厳しい要件を定めている結果、奈良県の定期検査費用助成は、2年連続実績がない(資料2, 8頁)。

他方で、埼玉県は、平成28年度は定期検査費用の助成が飛躍的に伸びている。

定期検査費用の助成は、とりわけDAA療法によるSVR後のC型肝炎患者の定期検査に有用であり、埼玉県ではDAAの医療費助成でSVRした患者全員に定期検査費用助成の案内をしているからである。

奈良県でも、せめて厚生労働省の通達に基づく基準で定期検査費用の助成を実施されたい。